



# 島根県報

令和2年10月13日（火）

第 149 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

土地改良区の役員の就任の届出 (農 村 整 備 課) 2

**【公 告】**

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (農 畜 産 課) 2

**【特定調達公告】**

島根県税務総合オンラインシステム次期基盤構築及び保守業務に係る随意契約の  
相手方等 (税 務 課) 3

**【正 誤】**

令和2年9月4日付け島根県報第138号中 (森 林 整 備 課) 3

---

**告 示**

---

**島根県告示第598号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

奥出雲町土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

藤原 努 仁多郡奥出雲町高尾407番地

**2 就任年月日**

令和2年8月22日

---

**公 告**

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 開催場所**

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

**2 開催期間**

令和2年11月16日（月）から同年12月16日（水）まで

**3 受講者の定員**

7名

**4 講習に係る家畜の種類**

牛

**5 講習の科目****(1) 学科**

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

**(2) 実習**

体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

**6 受講資格**

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく牛の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格し、かつ、現場での実技経験の豊富な者で、家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるもの

また、免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者であって、家畜保健衛生所長が地域の家畜改良増殖の発展に必要と判断したもの

**7 受講願書の提出期限**

令和2年10月19日（月）

## 8 受講の手続

受験資格を満たした者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し）を添えて家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

## 9 受講者の決定

知事は、受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

## 10 受講手数料

32,000円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

## 11 その他

- (1) この講習会の受講についての問合せは、島根県農林水産部農畜産課（0852-22-5137）又は最寄りの家畜保健衛生所によること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、開催場所又は開催期間を変更する可能性があること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 物品等の名称及び数量

島根県税務総合オンラインシステム次期基盤構築及び保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年9月9日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

## 5 随意契約に係る契約金額

101,870,340円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

## 正 誤

令和2年9月4日付け島根県報第138号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

|     |    |   |   |
|-----|----|---|---|
| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|----|---|---|

|   |             |  |  |
|---|-------------|--|--|
| 4 | 島根県告示第557号中 | イ 立木の伐採の限度 次のおりと<br>する。                    | イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方<br>法・期間及び樹種 次のおりとす<br>る。 |
| 5 | 島根県告示第557号中 | イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方<br>法・期間及び樹種 次のおりとす<br>る。 | イ 立木の伐採の限度 次のおりと<br>する。                    |